

MASAYUKI  
TERANISHI

税理士法人プラス代表/  
税理士  
**寺西雅行** 氏に訊く

# 生涯賃金に匹敵する金額を取られてしまうこともあります

——不動産に関する税金というと、やはり相続税と固定資産税ですか？

そうですね。相続税に目がいくケースが多いと思いますが、実は固定資産税が非常に大きい問題なんですね。なぜなら、固定資産税に年間200万円くらい払っている人は結構いらっしゃるんですね。さらに、固定資産税はこれから上がっていくと思うからです。これから地方分権が現実のものになれば、地方交付税交付金は削減されていきます。当然、削減されれば、地方自治体の財源は苦しくなる一方ですから、何か他の財源で補わなければなりません。そのひとつが固定資産税となります。地方自治体の最も有力な財源は固定資産税ですから、これを引き上げる人は結構いらっしゃるんですね。



てらにし・まさゆき 税理士／行政書士／FP。税理士法人プラス代表社員。「相続レスキューネット」主宰。自分自身の3度におよぶ遺産相続の経験から、税理士となる。以後、相続税の申告・相談・生前対策・土地評価の再検証などを専門に扱う税理士事務所「税理士法人プラス」と専門家を組織した「相続レスキューネット」を運営。また、相続申告の際、税務当局の脅威から納税者を法的に守るべく税理士法33条の2に規定する「書面添付制度」も実践。新聞・雑誌・テレビなどでも活躍中。著書に『相続トラブルSOS』などがある。

## 固定資産税はジャブのように効いてきます

——具体的に、どのくらい重くなるものですか？

仮に年間2%ずつ、30年間にわたって上昇していったとしたら、30年後には1・8倍になります。そこで、財産を相続してから30年間、固定資産税を支払っていくと仮定しましょう。すると、今200万円払っている人なら、年々2%ずつ上昇して、30年後には1・8倍になる

ていく。相当、負担は重くなっていくはずです。

——固定資産税はジャブのように効いてきます

——具体的に、どのくらい重くなるものですか？

仮に年間2%ずつ、30年間にわたって上昇していったとしたら、30年後には1・8倍になります。そこで、財産を相続してから30年間、固定資産税を支払っていくと仮定しましょう。すると、今200万円払っている人なら、年々2%ずつ上昇して、30年後には1・8倍になる

——固定資産税を支払う計算になります。相続税は一瞬で出るものだから、いざ支払う時に大騒ぎをして、やれ節税だ、やれ税金対策だなどといいます。が、実は、相続した後の固定資産税のほうが、ジャブのように効いてくる。この部分を見落としている人が、非常に多いですね。

——年間で200万円の固定資産税を支払う人って、そんなにいるものですか？

そのくらいはゴロゴロいますよ。たとえば青空駐車場で土地の評価額が5億円あつたとしましょう。固定資産税と都

のですから、30年間のトータルでは8400万円もの固定資産税を支払う計算になります。

相続税は一瞬で出るものだから、いざ支払う時に大騒ぎをして、やれ節税だ、やれ税金対策だなどといいます。が、実は、相続した後の固定資産税のほうが、ジャブのように効いてくる。この部分を見落としている人が、非常に多いですね。

市計画税を入れて、年間850万円です。これが時価5億円だったとしても、固定資産税は公示価格の7割というのを建前としていますから、固定資産税の課税評価額は3億5000万円になります。で、負担調整措置がどんどん縮小しますから、3億5000万円そのままが課税標準になります。すると、1年間の固定資産税と都市計画税の合計額が590万円になります。たとえば1坪100万円の土地というのは、首都圏の住宅地では当たり前にありますよね。そんな土地をわずか500坪持っているだけで、毎年これだけの固定資産税がかかってくるんです。だから年間200万円なんていう人は、それこそゴロゴロいるんですね。

さて、590万円の固定資産税を払っているとして、先ほどの例のように年間2%ずつ固定資産税率が上昇していったら、30年間で支払う固定資産税額は2億4000万円になります。

**相続トラブル SOS**  
実業之日本社刊  
定価1365円(税込)

寺西雅行氏の本



財産をいかに受け継ぎ  
財産をいかに残すか

06年度  
税制改正に  
対応!

財産をいかに受け継ぎ、いかに残すか。自分自身が相続で苦労した経験を糧にこの道に入ったという異色の税理士が、單なる相続対策だけではなく、相続される人が「その時」知っておくべき必須項目のすべてを具体的に解説します。2006年度税制改正に対応。「実録! 税務署の調査マニュアル」付き。

——それはサラリーマンの生涯賃金並みですね。  
——それを駐車場として用いれば、賃料収入が入ってくるので、経費で落ちます。





## 手がけた案件では 過去20年分の 固定資産税を還付 させたこともあります

るという話になるのですが、もしこれがただの更地だったら、収入はゼロですか、毎年の自分の収入から生活費や所得税やら住民税やらを差し引いた可処分所得のなかから支払わなければならんです。

### 土地の評価要領が間違っている自治体が多い

いま固定資産税評価の標準化ということがいわれているわけですが、標準化というものは、要するに土地の評価を上げるということなんです。土地の評価要領というものは、地方自治体で決めているのですが、ここでいう地方自治体は県単位ではなく、市や町のレベルです。ということは、市・町単位のレベルで、何をど

のように、どのくらい減額考慮していくか、どういう項目を減額考慮していくかということを考えいく必要があるので

すが、隣の市町ではきちんとやっているのに、こっちの市町ではザルだというケ

ースが、非常に多いのです。

いま私たちは、このザルを正すような取り組みをしています。私どものところに相談に見えられるお客様の土地評価を見ると、何も減額考慮がなされていないというケースがあります。それを地方自治体に対して指摘すると、「いや、われわれのところにはそういう制度があります」と言われることもあります。その時は、「それはあなたの方の不作為ですか?」と聞いていく。そして、県のほうではどうなっているのかを調べると、きちんと考慮するとなっている。そうであ

れば、そこをきちんとしないと、地方公務員法に定める不作為だと指摘できます。彼らは、本来であればやらなければならぬことをやっていないのだから、過失なのです。

もし、自治体側に過失があったこと

が判明した場合、それまで払ってきた固定資産税はどうなるのですか?

### 相続税の評価も 固定資産税と同じ問題がある

はどうか、道路になつている部分はないか、評価算出の際に考慮している減価要因は何か、ということです。前述したように、固定資産税はその土地を手放すまで払い続けるマラソン納税ですから、一度、しっかりとチェックしておけば、その効果はロングランで続きます。

——今後仮に地価が上昇したとしても、それだけ固定資産税の負担が重くなつてしまつたら、手放して喜んではばかりはいられなさそうですね。

そのとおりです。いくら土地の値段が上がつたとしても、その分、固定資産税の負担が重くなつてしまつたら、この値上がり益などは、何の役にも立ちません。

さらに、そこにもう一つ加えるのであれば、実は地価などというのは、役所がコントロールしようと思えば、簡単にできるものなのです。どういうことかといふと、都道府県のなかに都市計画審議会というのがあるのですが、この審議会で、容積率の変更を決定すれば、地価などが上がるよう調整すればいいわけです。

固定資産税を取ろうと思つたら、容積率を上げて地価を上げ、固定資産税評価額額が上がるよう調整すればいいわけです。

——最後に、不動産にまつわる税金のもう一方の大きな問題である相続にあたつての注意点をうかがえますか?

まず、相続税は納税義務を負う人自身が申告者となり、すべて自分の責任において納税しなければならないということです。評価の仕方が間違つて、実際よりも多くの金額を納めてしまつても、それはあくまでも本人の申告に基づいたものだから、税務署は払い過ぎを指摘してはくられません。

相続とは、値札の付いていないものを評価することです。たとえば、ここに新品なら100万円の値札が付くはずの腕時計があるとしましよう。しかし、表面には小さなキズがある。このキズも含めて評価を下さなければなりません。これは不動産でも同じことです。それがいくらになるかをきちつと評価するのは難しいことなんです。しかし、そこをきちつと評価しないと、「相続税の払い過ぎ」が起ります。特に土地の評価については、

非常に難しい面がありますから、専門の人にはきちんと見てもらうほうがいいでしょうね。

——もし、評価が間違つて、相続税を払い過ぎてしまつたら、どうすればいいのですか?

高く評価してしまいがちな土地としては、形が悪い土地や500平方メートル以上の広い土地、傾斜のある土地や道路との高低差がある土地、都市計画道路にかかる土地などがあります。これらの条件にあてはまる場合、きちんと評価し直すことによって、当初の評価額よりも低い適正価格をはじき出すことができる可能性が高まります。

すでに相続が済んでしまつたから手遅れなんじやないかと思う人もいるようですが、決してそのようなことはありません。相続に詳くない税理士に相談すると、納税から1年が経過した時点で還付手続きはできなくなるなどと間違つたアドバイスをされるケースがありますが、実際には申告後5年以内なら還付手続きは可能ですから、しっかりと対応して取り戻すべきですね。

